

令和8年度公益財団法人福岡県中小企業振興センター
自動車サプライヤーデータベース構築業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和8年度公益財団法人福岡県中小企業振興センター自動車サプライヤーデータベース構築業務の委託先を選定するために実施する企画提案公募について必要な事項を定めるもの。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度公益財団法人福岡県中小企業振興センター自動車サプライヤーデータベース構築業務

(2) 業務の内容

- ア 事業者データの整理・クレンジング
- イ 一元管理データベースへの格納・最適化
- ウ 登録データの整合性検証（品質テスト・校正）
- エ 管理・更新マニュアルの作成

※詳細は、別紙仕様書のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年12月31日まで

(4) 業務の目的

本業務は、国の「自動車部品サプライヤー事業転換支援事業（地域支援拠点運営事業）」を活用し実施するものである。

公益財団法人福岡県中小企業振興センター（以下、「センター」という。）では、これまでの取組により九州の自動車サプライヤー企業の情報を収集してきたが、一元的な管理・集約ができておらず、今後の支援活動における効果的な情報活用に課題を抱えている。

そこで、これまで蓄積された多種多様な企業情報（Excel、PDF等）を回収・精査し、共通の分類や規格に基づいたデータのクレンジング及び一元的なデータベースの構築を行う。これにより、各企業の技術力や保有設備等の容易な比較・検索を可能とし、今後のサプライヤー支援の更なる効率化やセンター内での共通課題の分析等に活用することを目的とする。

(5) 予算規模

上限330万円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記の金額は予定価格ではなく、委託契約業務全体の規模を提示するもの。

3 スケジュール（予定）

- (1) 公募開始 令和8年6月15日（月）
- (2) 質問の受付期限 令和8年6月19日（金）17時
- (3) 企画提案書等提出期限 令和8年6月26日（金）17時
- (4) 選定委員会 令和8年6月29日（月）～令和8年6月30日（火）
- (5) 選定結果の通知 令和8年7月1日（水）
- (6) 契約締結等の協議 令和8年7月上旬予定
- (7) 委託業者の決定通知 令和8年7月中旬予定
- (8) 契約締結 令和8年7月中旬予定

4 応募資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 本業務を的確に遂行する体制・ノウハウを有し、かつ本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続がなされていない者であること。
- (6) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

5 企画提案書類の提出について

(1) 提出書類及び提出部数

下記(2)に定める期限までに、下表の書類一式を電子データで提出すること（郵送は不要）。原則A4サイズとするが、図表の都合上、一部用紙サイズを変更しても差し支えない。

【提出書類一覧】

- ア 応募申込書（様式1号）

イ 企画提案書（様式任意、A4サイズ、10～20ページ程度、ページ番号を付記すること）

※表紙にタイトル「令和8年度公益財団法人福岡県中小企業振興センター自動車サプライヤーデータベース構築業務企画提案書」、提出年月日、業者名を記載すること。

※仕様書を熟読の上、発注者の意図を理解した妥当性・実現可能性のある提案を行うこと。コンセプト、期待される効果のほか、以下の(ア)～(イ)をすべて盛り込み、(イ)は仕様書に基づきできる限り具体的に提案すること。応募者独自の優れた提案（独自提案）があれば積極的に記載すること。

(ア) 業務方針

(イ) 業務の実施体制

(ウ) 業務の実施スケジュール

(イ) 業務内容

ウ 見積書（任意様式：算出根拠がわかるもの）

エ 会社概要（様式2号）

オ 会社概要補足資料（任意：パンフレット等で可）

(2) 提出期限

令和8年6月26日（金）17時まで（必着）

※提出期限を過ぎたものは、受付不可。

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。

※容量が10MBを超える場合は、分割して送信すること。

※FAXや郵送等による提出は受付不可。

(4) 提出先アドレス

car@joho-fukuoka.or.jp

6 企画提案参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 実施要領等に違反すると認められる場合

オ その他、発注者が提示した事項に違反した場合

(2) 著作権等

提出書類の内容に含まれるイラスト、写真等に関連して第三者との間に生じた紛争等については、全て提出者が責任を負うこと。

(3) 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書を提出することはできない。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は認めない（軽微な場合等で発注者が認めた場合は除く。）。

(5) その他

ア 参加者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものととする。

イ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに 13 の問い合わせ先に連絡するとともに、「提案参加辞退届（様式4号）」により届け出ること。

7 公募に関する質問の受付

(1) 提出期限

令和8年6月19日（金）17時まで必着

(2) 提出方法

質問票（様式3号）を電子メールにより【car@joho-fukuoka.or.jp】へ送信するものとし、メールの件名に本業務の名称を含めること。なお、電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は受け付けない。

質問票を送付した際には、併せて、本要領末尾の問い合わせ先に電話連絡すること。

(3) 質問への回答

応募書類の提出期限までセンターホームページに回答内容を掲載し、随時更新する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないことがある。

8 説明会

説明会は実施しない。

9 委託先候補者の選定

(1) 選定の方法

センターが、別に定める委員により組織された選定委員会において、提案書の内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った1事業者を選定する。必要経費が予算の範囲内である企画提案のうち、下記「10 評価方法」による委員毎の合計

点を算出し、全委員の合計点を合計した点数が最も高い者を委託先候補者に選定する。

なお、満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。また、提案事業者が1事業者の場合、合計点数が最低基準点を超えたときは委託先候補者として選定する。

(2) 開催日

令和8年6月29日（月）～令和8年6月30日（火）

(3) 開催場所

書面審査による。

(4) その他

プレゼンテーション審査は行わない。

10 評価方法

以下の評価項目ごとに評価を行う。また、センターが必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

【評価項目及び配点】（合計100点）

■実施体制：業務実施体制、業務スケジュール（配点：20点）

- ・業務遂行可能な組織体制か
- ・類似の業務を受託した実績があるか
- ・業務遂行可能なスケジュールが具体的に示されているか

■企画：データ整理・クレンジング（配点：30点）

- ・事業者ごとの表記ゆれや追加情報について目視やスクリプト等で適切に検知し、一元管理に適した共通フォーマットへの集約（データのクレンジング）を正確に行える提案か
- ・所在地情報等について、今後の多角的なデータ活用（位置座標データの付与等）に対応できるよう、適切なデータ形式へと平準化できるか

■企画：データの最適化・管理手法（配点：30点）

- ・本業務の趣旨や仕様書の内容を理解し、既存データを効率的かつ安全に管理・集約するための明確なコンセプトを提案しているか
- ・収集された画像や図面等のメディアファイルについて、データの識別性を維持しつつ、将来的な電子閲覧時の負荷を軽減するよう、適切な解像度・ファイル形式への一括圧縮・最適化を行えるか

■経費：業務経費の合理性（配点：20点）

- ・経費は合理的に積算され、内容は適切か
 - ・効率的な見積もりとなっているか
-

(1) 同点の場合の取扱いについて

全委員の合計点を合計した点数が最も高い者が複数ある場合は、その中から選定委員会の協議により委託先候補者を選定する。

(2) 審査結果

審査結果は、審査終了後、各応募者に文書で通知する。

(3) 応募者がいない場合の取扱い

応募者がいない場合は、公募を中止し、公募内容を再検討する。

11 委託先候補者の選定後の手続

(1) 契約の締結

委託業務内容は、委託先候補者が提出した企画提案書をベースとするが、契約協議の過程でセンターが内容の修正を求めることがある。

協議は、委託先候補者としての順位の上位の候補者から行い、合意に至らない場合は、次順位の委託先候補者と協議を行う。

なお、契約締結までの間に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとし、この場合において、該当する者が受託候補者とされている場合は、次順位の者と手続を行う。

(2) 契約保証金

委託契約にあたっては、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第169条の規定に準拠し、「当初委託契約額（消費税込）」の100分の10以上の金額を契約保証金としてセンターに納付しなければならない。この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。

なお、センターを被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した場合や、過去2年以内に県若しくは他の地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免されることがある。

12 その他

- (1) 応募は、1者につき1件とする。

- (2) 応募書類の作成に要した費用、その他企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類はセンターに帰属するものとし、返却しない。なお、これらの書類は委託先選定の審査以外の目的には使用しない。
- (4) 審査は非公開とし、選定の理由などの問い合わせには応じない。
- (5) 提出後の応募書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (6) 応募者が応募資格を満たさないことが判明した場合や、提出書類に虚偽の記載がある場合は、当該応募者はそのことをもって非選定となることがある。また、これによりセンターが損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- (7) 選定後であっても、応募者の都合により、記載された内容に大幅な変更があった場合は、非選定となる場合がある。
- (8) センターが提供した資料及びデータ等について、センターの承諾がある場合を除き、他への流用を一切禁じる。また本業務により収集した情報等については、委託業務後、センターに返還すること。

13 問い合わせ先

公益財団法人福岡県中小企業振興センター自動車産業支援課

〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15

電話番号 092-622-0040 (直通)

電子メール car@joho-fukuoka.or.jp